

管理番号	監査対象部署/指定管理者	中項目	小項目	指摘/意見/提案	報告書ページ	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> 改善の状況 意見及び提案を受けての考え方、対応状況 	措置等対応状況の区分
14	柏市社会福祉協議会	① 預金口座の区分管理について		指摘	48	<p>【現状・問題点】 柏市老人福祉センターの管理に関する基本協定書及び中央老人福祉センターの管理に関する基本協定書では、自主事業に関する会計は、指定管理料に係る会計と区分して会計をしなくてはならないと規定しているが、銀行口座について市社協は、自主事業と指定管理料の口座を区分していない。</p> <p>【結果】 市社協は、市主管課との協定の規定に基づき、自主事業の預金口座と指定管理料の預金口座を区分されたい。しかし、市社協の体制は、自ら自発的に利益を生むように組織されていないことより、規定に準拠した場合、自主事業の運営が困難になる。このことより、市社協は市所管課と協議して規定の変更をする場合には現状の自主事業と指定管理事業を同じ預金口座とすることは問題ないものとする。その際、預金口座をひとつにしても自主事業の区分経理を行うことは必要である。</p>	令和元年度に、自主事業の区分経理を含め、協定書の規定を変更しました。	措置等を講じた
15	柏市社会福祉協議会	② 自主事業にかかる会計について		指摘	49	<p>【現状・問題点】 市社協は、管理業務以外に、センターの設置目的に合致し、かつ、管理業務の実施を妨げない限度において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができる規定があが、現状では、市社協は、基本的には指定管理料以内の企画運営という観点での企画を行っており、自主事業として参加者から徴収するのは、講師料や材料費などの追加で発生する部分の補填等のみとなっている。また、自主事業の収支については、結果としての収支計算のみの報告書である。 このように、自主事業の実施にあたり現在では、指定管理料で基本的に費用負担を行っている。このことは市との基本協定第23条第1項に反する処理である。</p> <p>【結果】 市社協は、市との基本協定書にあるとおり、自主事業を行う際の費用負担について指定管理料ではなく、自己の独自財源を充当されたい。ただし、指定管理業務における自主事業の位置付けを市所管課と協議し、この規定の見直しを含めた自主事業のあり方に関して変更を要するかどうかについて合意されたい。</p>	指定管理業務における自主事業の位置付けについて、所管課と協議を行い、自主事業と指定管理事業の区分けを明確にしました。	措置等を講じた
17	柏市社会福祉協議会	④ 計画時の法人繰入額280万円の根拠の妥当性について		指摘	53	<p>【現状・問題点】 平成28年度から平成32年度までの指定期間の計画時の法人繰入額は280万円を計画している。この金額は、本来、当該法人繰入額は、本部経費のうち、柏市老人福祉センターの負担相当分を支出するための項目である。 一方、柏市老人福祉センターでは、本部経費のうち、柏市老人福祉センターの管理事務の人員費以外の支出は、柏市老人福祉センターの各施設に按分しており、柏市老人福祉センターの支出の中には、柏市老人福祉センターが負担すべき本部経費も既に含まれている。また、柏市老人福祉センターの管理事務の人員費は、按分せずに、補助金として処理している。</p> <p>【結果】 計画上の法人繰入額は、主として本部経費相当額(適正な利潤を含む。)を充当するための項目として位置付けられたい。市社協では、既に本部経費相当額は柏市老人福祉センターの支出として会計区分としても配賦済みとしているため、法人繰入額は本部経費相当額を充当するための項目とはされていない。また、その見積りにおいても、具体的に経費を積み上げる方法、或いは、市社協の本部経費全体を、経常収益に占める指定管理料及び利用料金等の合計金額の割合で按分した金額に基づき見積もる方法等の合理的な方法を採用されたい。</p>	老人福祉センターの業務から、指定管理業務にあたる業務量を確認し、本部経費に係る人員費を算出しました。 令和元年度の収支計画書においては、本部にかかる施設管理費及び人員費を本部経費とし、新たな項目を追加して所要額を計上しています。	措置等を講じた
18	柏市社会福祉協議会	⑤ 柏市老人福祉センターの管理事務に対する人件費の処理の妥当性について		指摘	53	<p>【現状・問題点】 柏市老人福祉センターの指定管理の管理事務に従事する人件費部分(2人の職員が携わっている分)を、指定管理の支出ではなく、柏市社会福祉協議会補助金から補っている。 当該管理事務に従事する平成29年度の人件費相当部分は、市社協の見積りによれば、1年間で約800万円となる。(平成29年度は人件費換算で約550万円。) これにより、補助金の実績の支出が同額、過大計上となっている。同時に、指定管理料の実績の支出が同額、過少計上となっている。</p> <p>【結果】 柏市老人福祉センターの指定管理業務の管理事務に直接従事する職員の人員費については、指定管理業務の職員人員費支出として按分計算されたい。これにより、補助金は当該人員費支出相当分だけ減額されたい。 また、指定管理料については、同額、増額することになるが、法人繰入が、見積誤り等により1,100万円予算よりも超過していること、また、予算の法人繰入額280万円が本部経費の性質ではなく、剰余金の性質であることを勘案すると、指定管理業務の支出に対応する指定管理料については増額する必要はないものと判断する。</p>	令和元年度から、老人福祉センターの指定管理の管理業務に従事する職員の人員費は、指定管理業務の職員人員費支出として按分して計算を行い、補助金については支出相当分を減額して申請を行いました。 また、過去の人員費分については、所管課と協議の上、返納しました。	措置等を講じた
21	柏市社会福祉協議会	⑧ 南部老人福祉センターの平成29年度「陶芸入門講座」の会計処理について	ア.収支報告書の網羅性について	指摘	56	<p>【現状・問題点】 南部老人福祉センターが各講座の収支として集計している市社協の収支報告書には、収入として、参加費、支出として事務費でインクカートリッジ、同じく講師謝礼が計上されている。 一方、市社協の自主事業としての講座の開催要領においては、道具代、材料費、参加費と広告に記載されている。この開催要領のうち、収支報告書に記載されているのは、参加費のみで、道具代と材料費は簿外で処理されており、収支報告書には計上されていない。</p> <p>【結果】 参加者から徴収した開催要領に記載の収入について、どのように支出したのかについて、適切に網羅的に市社協の収支報告書で報告されたい。</p>	今後の講座運営方法について、サークル団体と協議を重ね、参加費収入や支出についての管理を明確にしました。また、サークル団体主体とならないように、効果的な運営方法として、実施回数や定員数等の条件を柏寿荘と統一を図りました。	措置等を講じた
24	柏市社会福祉協議会	⑨ 柏寿荘の平成29年度「陶芸入門講座」の会計処理について	ア.収支報告書の網羅性について	指摘	57	<p>【現状・問題点】 柏寿荘が各講座の収支として集計している市社協の収支報告書には、収入として、講座参加費、市受託金収入、支出として資料代、運営事務費(講師謝礼)が計上されている。 一方、市社協の自主事業としての開催要領では、道具代、材料費、参加費と広告に記載されている。その開催要領のうち、収支報告書に記載されているのは、参加費(講座参加費)のみで、道具代と材料費は簿外で処理されているため、収支報告書は支出が網羅されていない。</p> <p>【結果】 参加者から徴収した開催要領に記載の収入について、どのように支出したのかについて、適切に網羅的に市社協の収支報告書で報告されたい。</p>	今後の講座運営方法について、サークル団体と協議を重ね、参加費収入や支出についての管理を明確にしました。また、サークル団体主体とならないように、効果的な運営方法として、実施回数や定員数等の条件を南部老人福祉センターと統一を図りました。	措置等を講じた
31	柏市社会福祉協議会	⑬ 実効性のある予算統制の実施について		指摘	63	<p>【現状・問題点】 市社協が作成している各年度の年度毎の単年度の収支計画は、計画時点における直近の実績や状況を踏まえて収支計画を策定しているということであるが、その殆どが、指定管理者選定時の計画の数値と差異がなく、直近の実績には即していない収支計画となっており、計画が実績を上回る支出項目の剰余金を流用し、計画が実績を下回る支出項目を補うなど、個々の支出項目の予算統制が十分に行われず、全体としての支出項目の調整が行われる結果となっている。</p> <p>【結果】 単年度予算を策定する際は、支出項目ごとに指定管理者選定時の収支計画の見直しを行い、適切な予算を策定するように対応されたい。ただし、結果として、多額の剰余金が生じた場合にその剰余金の適切な取扱いについて、市と協議し、果実還元等の議論も含め、適切に対処されたい。また、不測の事態について、予算の中でどの程度反映するかという点について、その適正額や予算額の取扱い等についての明示的なルールを市と協議し、適切に設定されたい。</p>	今後、多額の剰余金が生じないよう、実績や状況を踏まえて予算編成を行いました。 多額の剰余金が生じた場合や不測の事態の予算執行等については、市所管課と協議し調整していきます。	措置等を講じた

管理番号	監査対象部署/指定管理者	中項目	小項目	指摘/意見/提案	報告書ページ	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> 改善の状況 意見及び提案を受けての考え方、対応状況 	措置等対応状況の区分
37	高齢者支援課	② 収支計画における他会計繰入金の評価について		指摘	69	<p>【現状・問題点】 指定管理者の法人運営繰入金支出(他会計繰入金)が計画より実績が約1,100万円多く計上されているが、収支計画の見積誤りによって生じたものである。市所管課は、収支計画の見積誤りであるとの認識が不足していたことより、見直しを指定管理者である市社協に指摘することはなかった。</p> <p>【結果】 市所管課は、指定管理者選定時のみならず、各年度の収支計画時においても実績と将来の見込みを十分考慮し、適切に収支計画を作成するように指導されたい。また、1,100万円の剰余金についても、その取扱いとして返還するのか、老人福祉センターの将来のための予算として有効に使用するように使用制限をかけるなど、果実還元に対応を含めて、市としての対応を早急に協議されたい。</p>	<p>令和元年度の収支計画については、過年度の実績や今後見込まれる支出の増減等も加味して作成するよう指導しました。 また、過去の法人繰入金の対応は、補助金の一部を返還することを協議の上、決定しました。法人繰入金の使用方法については、その都度協議の上、検討していくとともに、今後とも適切な予算統制と決算分析に努めてまいります。</p>	措置等を講じた
58	柏市文化・交流複合施設運営共同事業体	① 収支報告書について	カ. 本社事務管理費について	指摘	101	<p>【現状・問題点】 指定管理者より提出された指定管理者選定提案時の収支計画、各年度の収支計画及び各年度の収支報告においては、いずれも「本社事務管理費」が計上されているが、その見積根拠や実績についての十分な説明がなされていない。</p> <p>【結果】 本社事務管理費の算定方法については、指定管理者提案段階や基本協定の締結段階で、市所管課に対し具体的な算定根拠を示して、両者の間で合意されたい。柏市民交流センター等の指定管理事業に対し実際に発生する費用を個々に積み上げ計算し、その内容を明示した上で、集計結果を計上すべきものとする。積み上げ計算による金額が、上記一般管理費割合と近似することが確認された場合に限り、事務手続の効率性を勘案し、比率算定の方法を取り入れることが許容されるものと考えられる。</p>	<p>令和元年度に、本社管理費の見積根拠及び実績について、各本社財務部門と連携のうえ、文書を作成し、市所管課に提出しました。</p>	措置等を講じた
73	協働推進課文化課	② 建物賃貸借契約について		指摘	115	<p>【現状・問題点】 建物本体は柏市が賃借しており、その契約期間は平成28年5月1日から平成33年3月31日となっている。造作設備の耐用年数や施設の継続性を勘案した場合、現在の契約期間は適切でなく、現在の指定期間が終了後も施設の運営は継続することを前提としており、市の施設としてはより長期にわたり存続することを意図しているものと解する。現在の建物賃貸借契約においては、平成33年3月31日の契約期間終了後に、施設の移転、耐用年数未経過の設備の除却、賃借建物に対する原状回復義務の履行による財政支出等が迫られるという、短期間での各種リスクが存在する。</p> <p>【結果】 自動継続条項や原状回復義務の契約条項は、建物賃貸借契約においては一般的であり、正当な契約内容であると解するが、公の施設としての運営を目的とし、多額の資金を投入して施設整備を実施する場合には、長期の安定的な運営を行うことが可能な期間や内容を検討し、契約交渉を行われたい。</p>	<p>第2期以降の建物賃貸借の契約期間については、別途、平成30年度の包括外部監査にて指摘を受けた固定資産台帳の整理に対する措置を行い、柏市民交流センター等の造作設備の耐用年数の見直しを行いました。引き続き同様設備の耐用年数等を考慮しながら、長期の安定的な運営が可能となるよう期間や内容を検討し、契約交渉を行います。</p>	措置等を講じた
76	協働推進課文化課	③ 収支計画書及び事業報告書について	ウ. 本社事務管理費について	指摘	117	<p>【現状・問題点】 本社事務管理費について、指定管理者より提示されている数値の根拠が明らかでないにもかかわらず、収支計画書の予算額、収支報告書の実績額及び予算実績差額のいずれについても適切な検査、分析が行われていない。</p> <p>【結果】 本社事務管理費については、実際に発生する費用を個々に積み上げ計算し、その金額が指定管理者の提示する一般管理費割合と近似することが確認された場合に限り、事務手続の効率性を勘案し、比率算定の方法を取り入れることが許容されるものとする。市所管課においても共同事業体から所定の積算根拠の提出を受け、内容を確認の上、その妥当性について判断されたい。</p>	<p>本社事務管理費については、指定管理者から提出を受けた令和元年度の事業報告の内容を確認するとともに、令和2年度の事業計画との照合を行い、積算の方法や金額の妥当性について協議を行いました。</p>	措置等を講じた
77	協働推進課文化課		エ. 果実還元について	指摘	118	<p>【現状・問題点】 指定管理者との協定書第14条(利益の還元)に規定する果実還元について、利用料金収入額を指標としていることに合理性が無く、指定期間の初期にのみ実施されるか、若しくは、少額の実施に限定される考え方であり、指定期間全般を通じて適用されるものではない。</p> <p>【結果】 指定管理者選定時の果実還元の考え方を適正化させるため、指定管理者選定時の審査においては専門家又は他の委員の実質的な審査の対象となるよう位置付けを行い、果実還元の考え方を抜本的に見直しされたい。</p>	<p>果実還元については、次回選定に向けてその考え方を整理し、令和2年度に実施する次期指定管理者の選定時に募集要項及び選定時の審査において示します。</p>	措置等を講じた
80	協働推進課文化課	⑤ 指定管理料について	イ. 指定管理料の見直しについて	指摘	120	<p>【現状・問題点】 収支報告によれば2年度連続して収支差額が赤字となっており、現在の進行年度である平成30年度収支計画においても、300万円の収支差額の赤字を見込んでいる。これらの赤字に対する責任について、いずれも共同事業体負担としているが、合理的な理由が不明であり、特段見直しの検討が行われていない。</p> <p>【結果】 新設の施設においては、当初の収支計画ですべてを予測することが困難であり、見積差額の発生は止むを得ないものとする。収支報告内容を適正に検証した結果、計画と実績に大きな差額が発生し、それが当初合理的に予測できなかった理由によるものである場合には、次の更新を待たずに、双方が協議の上で指定管理料見直しの検討を行うべきであるとする。当初の計画を大幅に超える費用負担が発生した場合、柏市と共同事業体は均等の立場で真摯に協議を行い、合理的な理由もなく一方だけに負担を負わせることのないよう調整されたい。</p>	<p>収支差損については、月次定例会等で毎月協議し、収支改善に向けた取り組みを進めています。また、令和2年度に実施する次期指定管理者の更新の際には、これまでの実績を踏まえて、指定管理料の見直しを行います。</p>	措置等を講じた
113	地域支援課	⑥ 本社事務管理費の評価について		指摘	169	<p>【現状・問題点】 アミューゼ柏の収支決算表によると、本社事務管理費の予算と実績が毎年度同額となっており、明らかに不自然であるが、所管課はそのことについて認識しているものの、本社事務管理費の実績値についての内容の詳細を把握していない。 指定管理料の積算については、控除方式を前提にすると、「指定管理料＝支出総額－収入総額(利用料等)」の算式で算定されるものであり、指定管理者が得べき利益が明示されていないことから、本社事務管理費には事実上の利益を含んで積算するという実務が一般化しており、指定管理事業の真のコスト総額が不透明になっているものと考えられる。</p> <p>【結果】 本社事務管理費は案件の事業規模(＝総収入)に所定の一般管理費比率を乗じて計算したということである。したがって、一般管理費比率については当初の見積比率を使用して計算したとしても実績総収入額に掛けて算定していれば実績額とみなすことも可能であると考えられる。しかし、本来であれば一般管理費率についても年度ごとの実績の率を使用して一般管理費実績額を算定することが指定管理事業の真のコスト総額を評価する上では望ましいものとする。 指定管理者によれば管理費について年度ごとに大きな変動はないということであるが、本社事務管理費の評価にあたっては指定管理者に対して一般管理費実績率の算定資料を要求し、その算定根拠を精査しあるべき実績額等に基づいた評価を実施されたい。</p>	<p>各社の本社管理費の積算根拠に関する資料が提出され、その内容を確認しました。今後も定期的に本社管理費について、積算根拠を確認していきます。</p>	措置等を講じた

管理番号	監査対象部署/指定管理者	中項目	小項目	指摘/意見/提案	報告書ページ	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> 改善の状況 意見及び提案を受けての考え方, 対応状況 	措置等対応状況の区分
115	地域支援課	⑧ 自主事業に係る施設利用料の取扱いについて		指摘	171	<p>【現状・問題点】 基本協定書第22条第4項に定められている貸館事業会計と自主事業会計の区分経理を前提にすると、指定管理者が自主事業において施設を利用した場合には、本来であれば貸館事業会計において利用料収入を計上し、自主事業会計において利用料支出を経費として計上する必要があるものと考えられる。 利用料の減免については、柏市アミューゼ柏条例施行規則第15条において、指定管理者が公益上特に必要があると認める場合に減免できるという規定があるのみであり、自主事業の公益性を判断するには、企画・実施内容・参加者等の客観的な評価資料等に欠けること等から、当該規定を適用して自主事業の利用料が免除されているとみなすことは妥当ではない。 ここで、基本協定書第14条では利益の還元について、利用料金収入の実績額が計画額を超えた場合に、その差額の1/2を市に納付する旨を規定しており、自主事業実施に伴う利用料収入の発生を前提とすると、各年度の利用料収入が過少であったのであるから、それに伴い各年度の還元額についても過少であったことになる。</p> <p>【結果①(指摘)】 過去の各年度において、自主事業による施設利用料を加算した本来あるべき利用料収入を算定の上、果実還元金額を再計算し、既に納付を受けた還元額との差額を指定管理者に請求することを検討されたい。</p>	<p>過年度に行われた自主事業について検討をした結果、設置目的を達成するため本市が定めた仕様書及び自主事業ガイドラインに沿った事業であることから、公益性はあると考えられ、減免対象と判断しました。そのため、既に納付を受けた還元額との差額については、請求しないものとします。</p>	措置等を講じた
145	地域支援課	② 指定管理者候補の選定に係る収支計画の評価について		指摘	215	<p>【現状・問題点】 収支計画の内容、的確性及び実現可能性については、選定審査評価表のなかで審査項目としてあげられている。そのため、市所管課としては、収支計画は柏市指定管理者候補者選定委員会で検討しているとの認識である。選定委員会の書類審査における議事録を見る限り、人員計画と人件費予算の整合性について言及している委員もいるが、所管課の説明を受けるに留まり、面接審査の際に応募者に質問をする等の掘り下げた検証は行われていない。また、選定委員会における面接審査の議事録を見る限りでは、自主事業や施設運営の質疑がほとんどであり、収支計画に対する質疑はほとんどない。 そのため、市所管課及び選定委員会のいずれも指定管理者の収支計画の内容、的確性及び実現可能性について、主体的に掘り下げた検討を十分には行っていないものと考えられる。</p> <p>【結果】 収支計画が実態に即したものである場合、指定管理者の選定審査結果に影響を与える可能性もある。そのため、文化施設の専門家に依頼する等により慎重に検討するための手引等を作成するなどして対応を図られたい。</p>	<p>指定管理者候補者選定委員会に関する公認会計士に対する仕様書の内容として、「収支計画の内容、的確性、実現可能性等を判断するため、間接経費の積算など収支計画に係る意見等を求める」の文言を追加しました。 次期の選定委員会では、文化施設の専門家に外部委員を依頼し、収支計画の実現可能性等について、公認会計士の意見に加え、文化施設の専門家等の意見をいただく機会を設けるなど検討を進めていきます。</p>	措置等を講じた